

2021年3月5日

日医総研リサーチエッセイ No.101

新型コロナウイルス感染症の診療所経営への影響 —2020年9～10月分—

日本医師会総合政策研究機構 前田由美子

- ◆ 新型コロナウイルス感染症の拡大が医療機関経営に与える影響を把握するため、2019年および2020年の9・10月のレセプト情報、医業収入、医業利益等について、診療所を対象にアンケート調査を行った。また、すでに公表されている4～8月の全国実績を加味して、2020年3月以降の傾向を概観した。
- ◆ 入院外（外来と在宅）件数の対前年同月比は、2020年5月を底として、徐々に回復してきている。しかし、依然としておおむねマイナスである。特に小児科と耳鼻咽喉科のマイナス幅が大きく、受診控えが長期間つづいている。
- ◆ 1施設当たり医業収入の対前年同月比も、徐々にマイナス幅が縮小しつつあるが、2020年4～10月の増減額の累計は、有床診療所▲4,091千円、無床診療所▲7,918千円に達していて、診療報酬や補助金は大きく不足している。
- ◆ 医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業補助金は約9割の診療所で申請されており（申請予定を含む）、多くの診療所への支援になった。一方で、当該補助金が「十分」という回答は全体で約1割に止まっている。
- ◆ 診療報酬において、院内トリアージ実施料や時間外加算の特例が設けられているが、その特例を「知らなかった」という回答も少なくない。診療報酬の特例をはじめ、補助金等についても特例等の制度の内容を周知する必要がある。

2021年3月23日 2頁 表1.3 に更新漏れがありましたので、修正しました。
日本医師会調査9月1施設当たり医業収入（誤）▲3.9%→（正）▲4.1%、同9月1施設当たり総点数（誤）▲4.0%→▲4.9%。

目 次

1. 調査について	1
1.1. これまでの調査	1
1.2. 今回の調査	2
2. 集計結果	4
2.1. 総件数および総点数（医療費）	4
2.1.1. 総数	4
2.1.2. 診療科別総件数	6
2.1.3. 診療科別総点数	8
2.2. 損益計算書	10
2.2.1. 1施設当たり医業収入	10
2.2.2. 1施設当たり医業利益	12
2.3. 補助金や融資の申請状況等	14
2.3.1. 感染拡大防止等支援事業補助金	14
2.3.2. 融資	17
2.3.3. 診療報酬	20
まとめ	24

1. 調査について

1.1. これまでの調査

日本医師会は、新型コロナウイルス感染症の拡大が医療機関経営に与える影響を調査するため、2020年3月以降継続してアンケート調査を実施してきた（表 1.1）。本稿では、第6回調査の結果を中心に示す。

表 1.1 これまでの調査

	調査依頼日	調査対象期間※	主な調査項目
第1回	2020.3.27	3月	初診料、再診料または外来診療料、入院外総件数・総日数・総点数（第1～3回調査は病院・診療所が対象。第4回以降診療所のみ）
第2回	2020.5.7	3～4月	
第3回	2020.6.16	3～5月	
第4回	2020.7.29	4～6月	損益状況（医業収入、介護収入、医業・介護費用、医業利益）
第5回	2020.9.23	7～8月	レセプト件数・診療実日数・点数、損益状況（医業収入、介護収入、医業・介護費用、医業利益）
第6回	2020.12.4	9～10月	

※ いずれも2019・2020年分について調査

公表資料 第1回 https://www.med.or.jp/dl-med/teireikaiken/20200520_3.pdf
第2回 http://dl.med.or.jp/dl-med/teireikaiken/20200610_6.pdf
第3回 http://dl.med.or.jp/dl-med/teireikaiken/20200722_2.pdf
第4回 http://dl.med.or.jp/dl-med/teireikaiken/20200909_2.pdf
第5回 https://www.med.or.jp/dl-med/teireikaiken/20201105_2.pdf

本調査は抽出調査であるが、これまでの調査は厚生労働省の全国実績¹と比べ、傾向としては大きく乖離していない（表 1.2）。

表 1.2 日本医師会調査と全国実績

診療所1施設当たり医業収入または医療費 対前年同月比		(%)						
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
日本医師会 調査 ※1	1施設当たり 医業収入 ※3	▲ 15.4	▲ 16.5	▲ 8.0	▲ 6.8	▲ 4.9	▲ 4.1	0.6
	1施設当たり 総点数 ※4	(入院外のみ調査)		未調査	▲ 6.6	▲ 5.5	▲ 4.9	▲ 0.2
厚生労働省 ※2	1施設当たり 医療費 ※5	▲ 15.8	▲ 15.4	▲ 4.1	▲ 6.7	▲ 4.1	未公表	未公表

※1 医業収入の4～6月は第4回調査。7～8月は第5回調査。9～10月は第6回調査。

※2 厚生労働省「最近の医療費の動向-MEDIAS-」休日数等の影響補正前

※3 医療保険収入以外の収入を含む。介護収入を含まない。

※4 診療報酬総点数 ※5 保険診療分の医療費で診療報酬総点数に同じ

1.2. 今回の調査

2020年12月4日に都道府県医師会に調査を依頼した。都道府県医師会が任意の診療所（会員医療機関）に連絡し、日本医師会のホームページから調査票をダウンロードし入力後メールで送付するか、手書き回答を FAX または郵送する方法で、2021年1月14日まで回答を受け付けた。

調査項目は以下のとおりである。

<必須項目>

- 2019年および2020年9～10月のレセプト件数・診療実日数・点数、損益状況（医業収入、介護収入、医業・介護費用、医業利益）
- 医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業の補助金や、福祉医療機構および金融機関への融資の申請状況等
- 長期処方の原因とする問題事例（本稿ではなく別途報告予定）

¹ 厚生労働省「最近の医療費の動向」および「概算医療費データベース」による。

回答数は549施設であった。診療科別の割合では、全国実績に比べて、小児科、耳鼻咽喉科の回答割合がやや高かった（表 1.3）。

以下、項目によって有効回答数が異なるので、本文中に都度明記する。

表 1.3 回答施設の内訳

診療所 開設者別有床・無床別

	有床	無床	計
医療法人	75	306	381
個人	7	155	162
その他	2	3	5
無回答	0	1	1
計	84	465	549

診療所 診療科別有床・無床別

	有床	無床	計	全国※	
				構成比(%)	
内科	39	245	284	51.7	55.1
外科	8	12	20	3.6	2.8
整形外科	8	38	46	8.4	7.2
眼科	7	22	29	5.3	7.1
耳鼻咽喉科	2	39	41	7.5	4.9
小児科	1	58	59	10.7	5.3
皮膚科	0	13	13	2.4	4.7
泌尿器科	3	8	11	2.0	1.7
精神科	0	7	7	1.3	3.4
産科・産婦人科	13	3	16	2.9	2.8
婦人科	0	3	3	0.5	0.7
脳神経外科	1	10	11	2.0	1.0
その他	2	7	9	1.6	3.3
計	84	465	549	100.0	100.0

※全国は、厚生労働省「平成29年医療施設(静態・動態)調査」による

2. 集計結果

以下、厚生労働省の全国実績と日本医師会調査の結果は単純に比較できない。また、日本医師会の調査も調査回ごとに回答医療機関が異なるので、各回調査の比較は適切ではないが、大まかな傾向を掴むため、接続した。全国実績は、厚生労働省「最近の医療費の動向」および「概算医療費データベース」によるものである（以下同じ）。

なお、2020年9月、10月は前年に比べてそれぞれ平日が1日多いので（表2.1）、2020年の対前年同月比が改善している背景として、このことに留意しておく必要がある。

表 2.1 2019年および2020年の9月、10月の平日・土日・祝日

		平日	土曜日	日曜・祝日	計
9月	2019(令和1)年	19	4	7	30
	2020(令和2)年	20	4	6	30
	対前年同期(%)	5.3	0.0	▲ 14.3	0.0
10月	2019(令和1)年	21	4	6	31
	2020(令和2)年	22	5	4	31
	対前年同期(%)	4.8	25.0	▲ 33.3	0.0

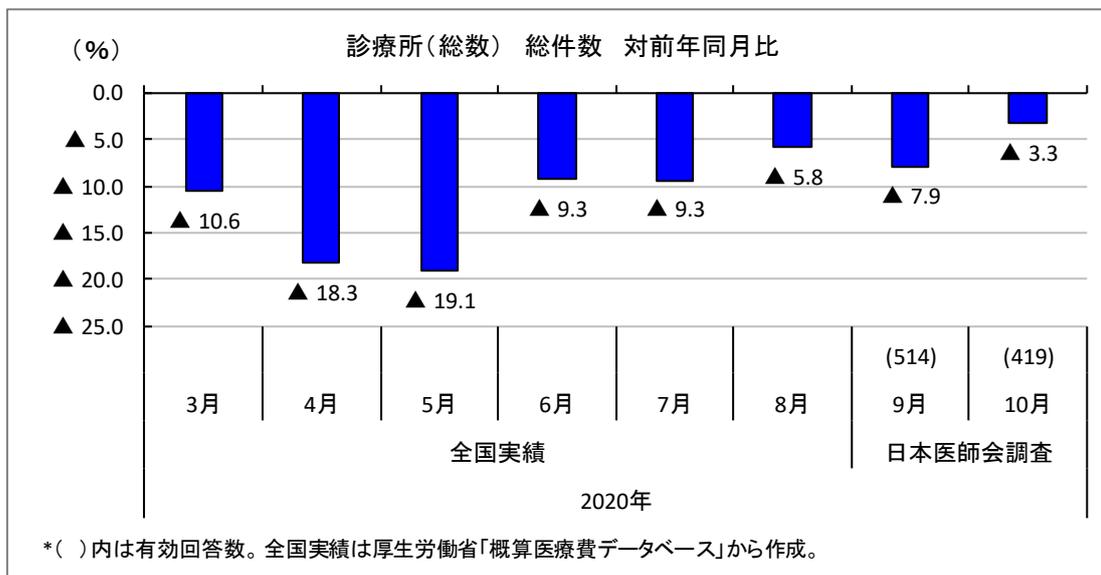
2.1. 総件数および総点数（医療費）

2.1.1. 総数

総件数*の2020年8月までの全国実績は、6月以降やや持ち直しているものの、2020年10月時点でも、総件数は前年同月を下回る（図 2.1）。

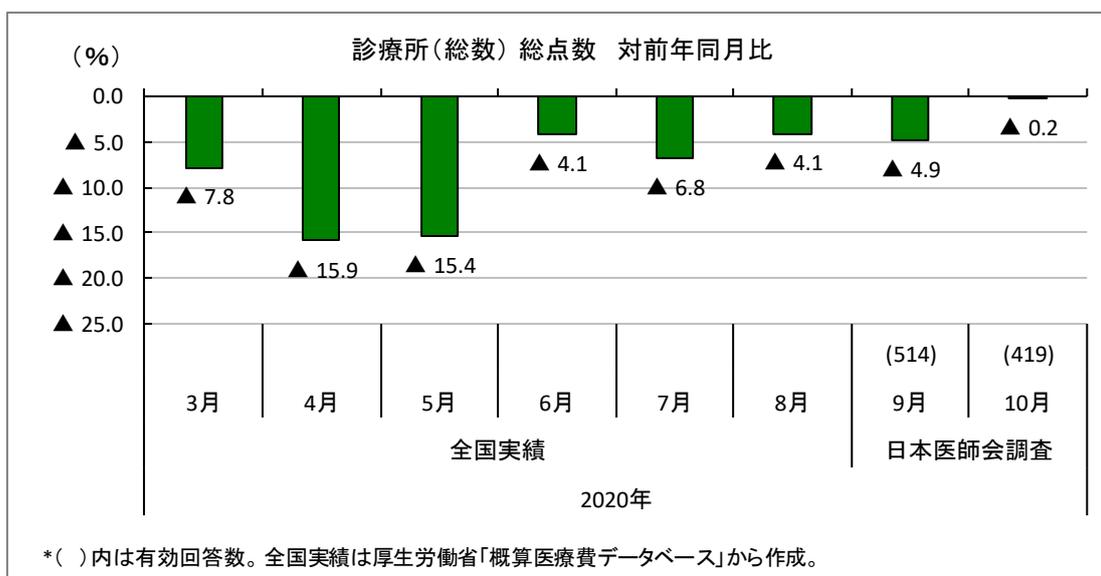
*総件数は患者実数に相当する。

図 2.1 診療所（総数）総件数 対前年同月比



総点数は、総件数と同様、2020年9月、10月とも、対前年同月比はマイナスである（図 2.2）。

図 2.2 診療所（総数）総点数 対前年同月比



2.1.2. 診療科別総件数

入院総件数の対前年同月比

2020年8月までの全国実績では、6月以降若干の改善が見られるものの、一部を除いてマイナスが続いている（図 2.3）。

本調査においては、2020年9月に内科の対前年同月比がややプラスになったが、10月は再びマイナスになった（図 2.4）。

図 2.3 診療所（入院） 総件数 対前年同月比（全国実績）

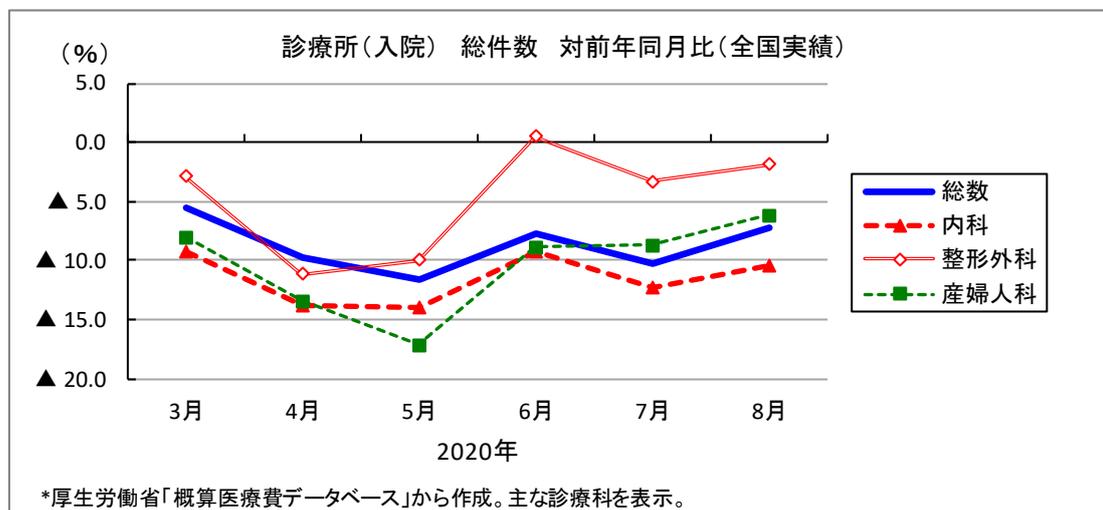
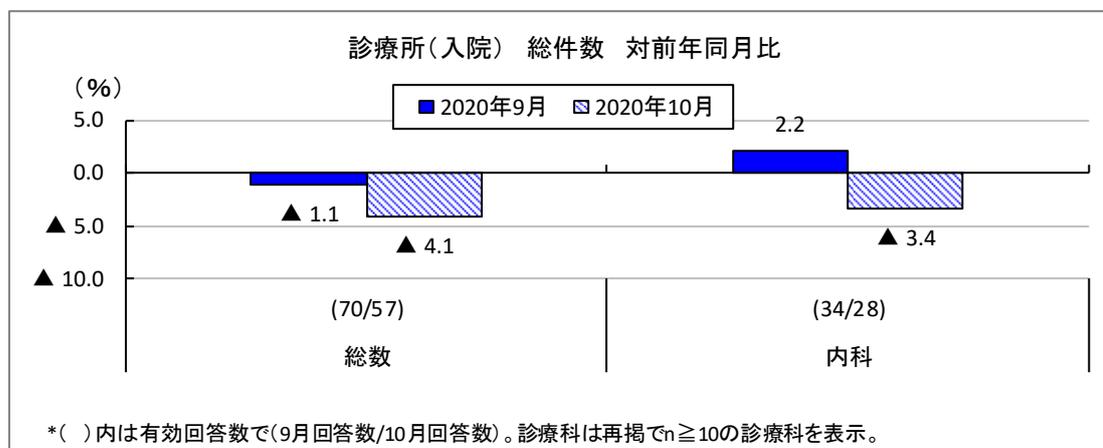


図 2.4 診療所（入院） 主な診療科別 総件数 対前年同月比



入院外総件数の対前年同月比

2020年8月までの全国実績では、6月以降若干の改善が見られるものの、一部を除いてマイナスが続いている（図 2.5）。

本調査では10月時点で対前年同月比がプラスの診療科もあるが、小児科では▲15.8%、耳鼻咽喉科では▲10.6%であった（図 2.6）。

図 2.5 診療所（入院外） 総件数 対前年同月比（全国実績）

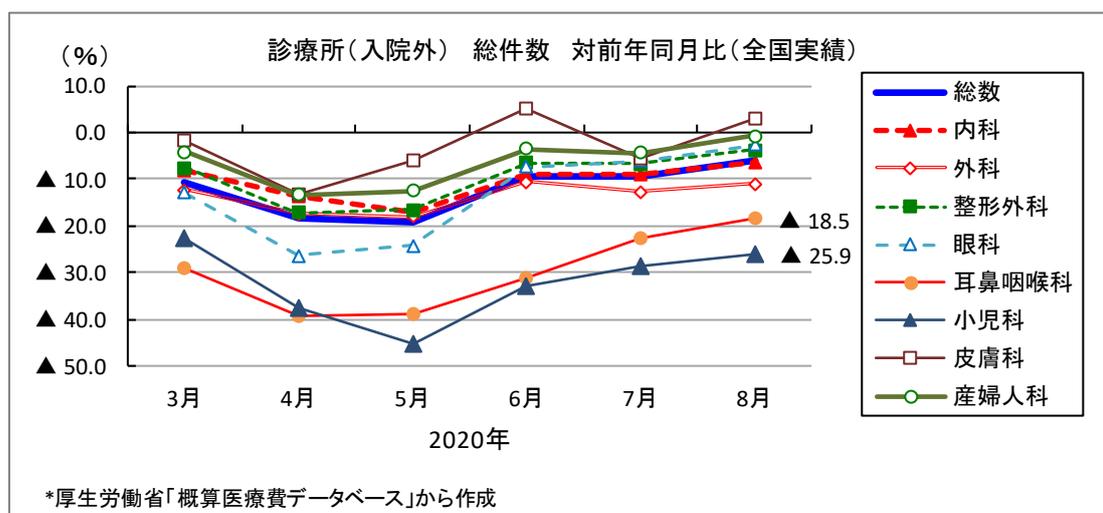
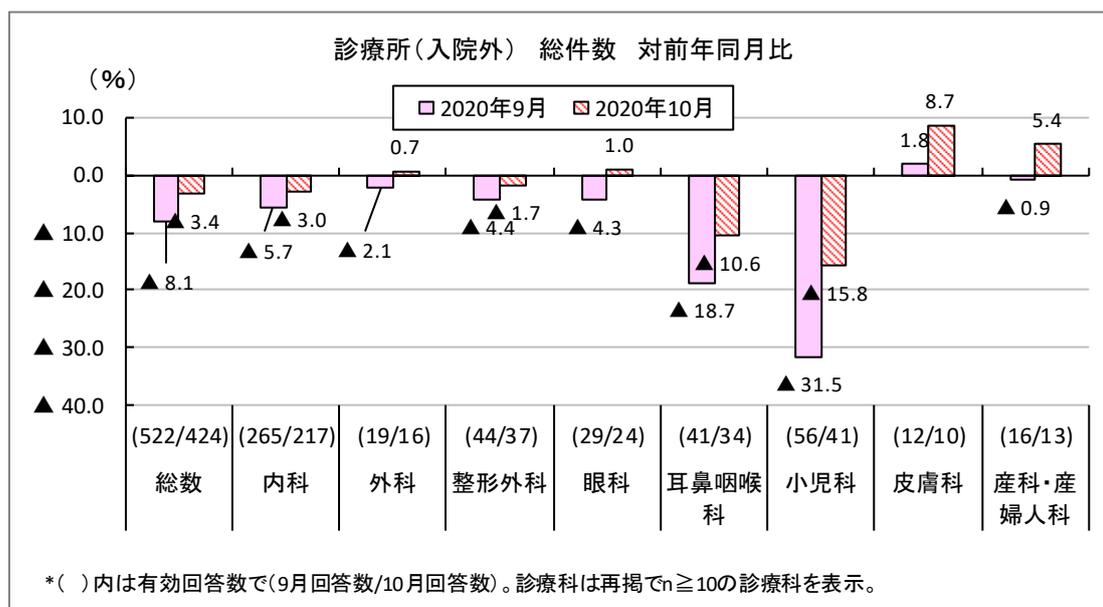


図 2.6 診療所（入院外） 主な診療科別 総件数 対前年同月比



2.1.3. 診療科別総点数

入院総点数の対前年同月比

2020年8月までの全国実績では、月によるバラつきはあるものの、5月を底として持ち直しつつある(図2.7)。本調査の9月、10月は、対前年同月比プラスである(図2.8)。

図 2.7 診療所(入院) 総点数 対前年同月比(全国実績)

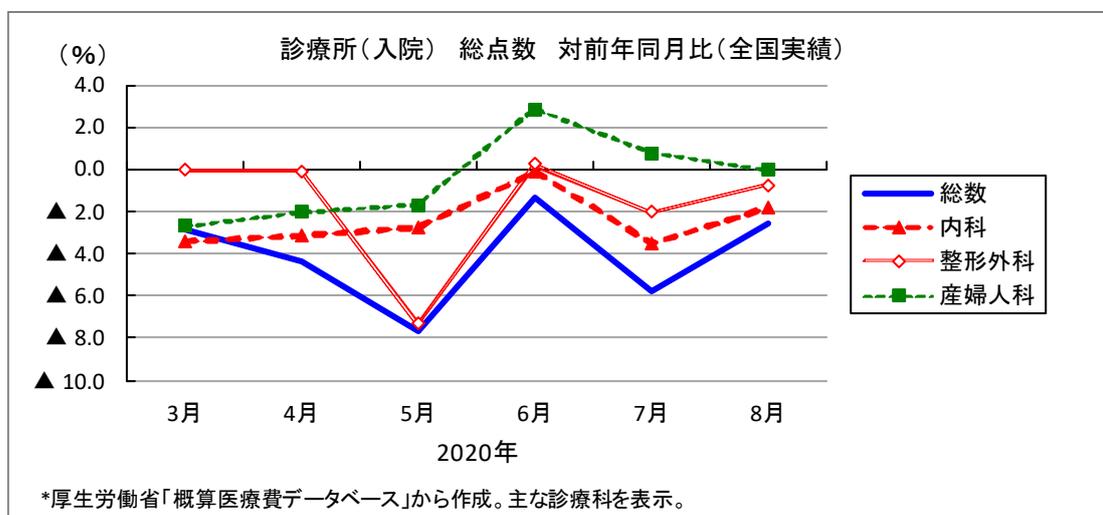
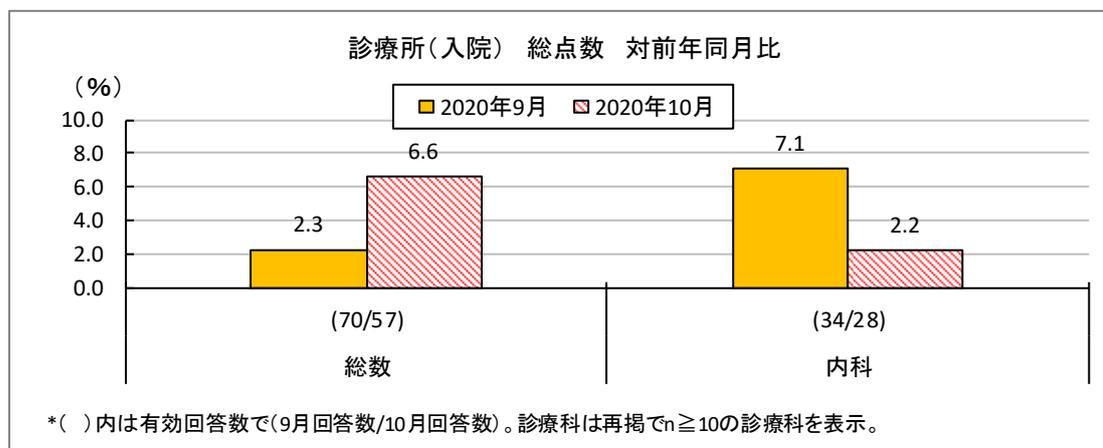


図 2.8 診療所(入院) 総点数 対前年同月比



入院外総点数の対前年同月比

2020年8月までの全国実績では、小児科、耳鼻咽喉科では持ち直しつつあるものの、8月時点で依然として小児科で▲21.8%、耳鼻咽喉科で▲17.2%のマイナスである（図 2.9）。

本調査の9月、10月は小児科、耳鼻咽喉科で依然として大きなマイナスである。また、内科、外科も9月、10月連続してマイナスである（図 2.10）。

図 2.9 診療所（入院外）総点数 対前年同月比（全国実績）

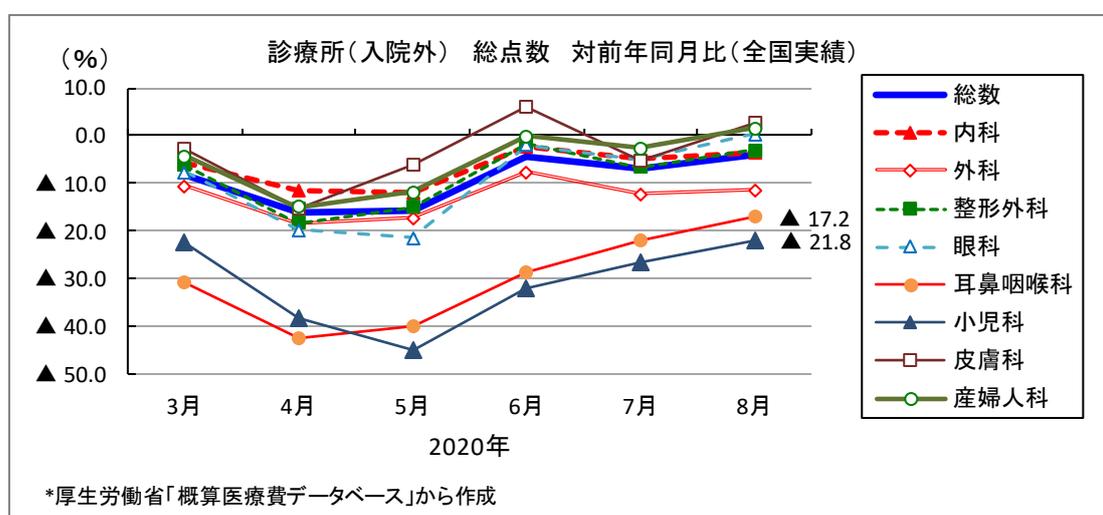
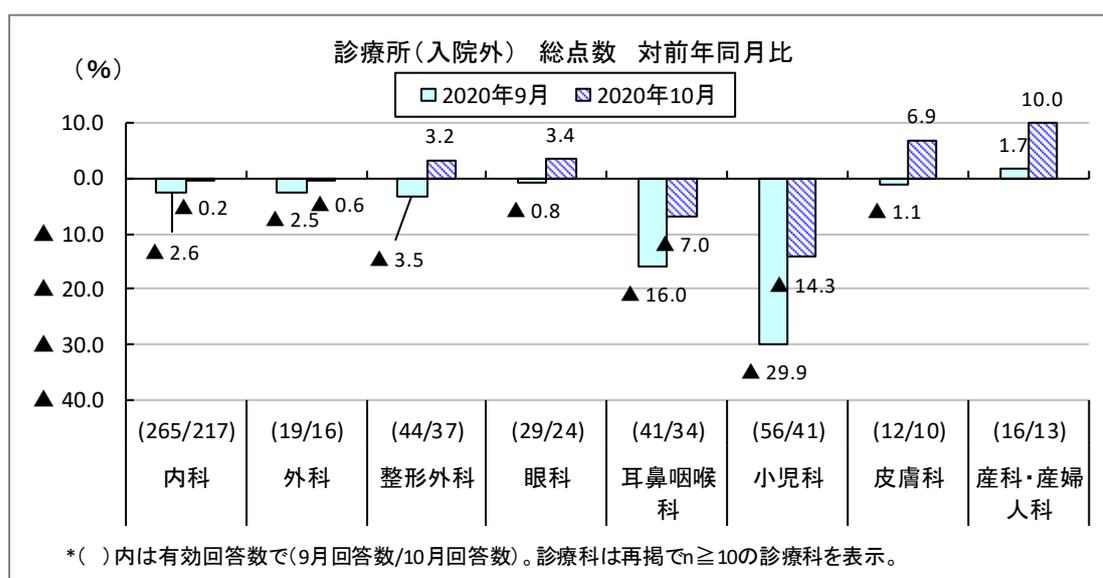


図 2.10 診療所（入院外）総点数 対前年同月比



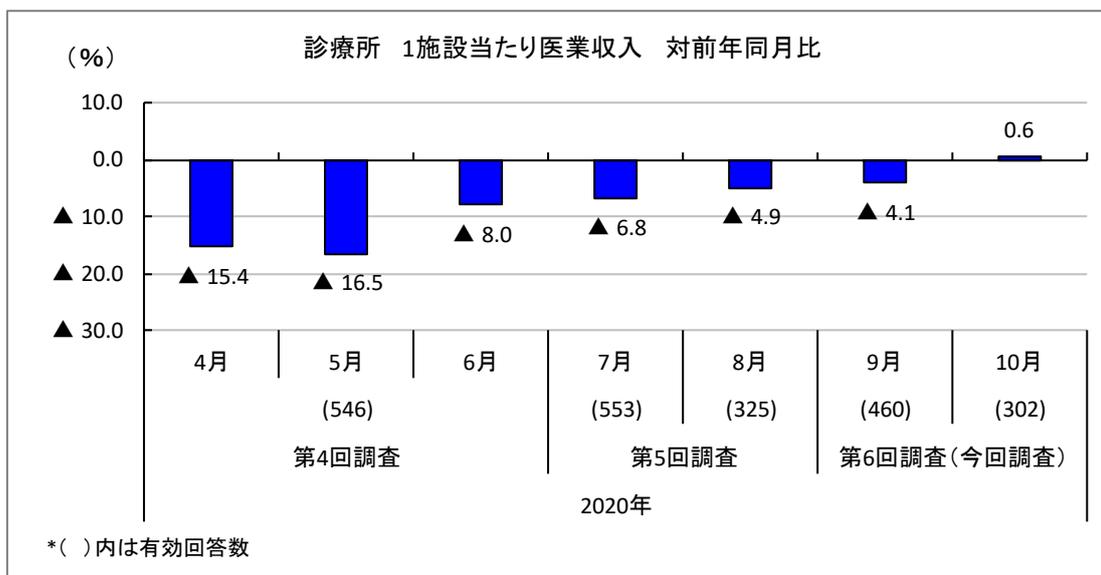
2.2. 損益計算書

以下、調査回ごとに回答医療機関が異なるため、各回調査の比較は適切ではないが、大まかな傾向を掴むため、接続して示している。

2.2.1. 1施設当たり医業収入

1施設当たり医業収入（保険外収入を含む）の対前年同月比は、2020年5月を底に徐々に回復してきたが、2020年9月まで対前年同月比はマイナスであった（図 2.11）。

図 2.11 診療所 1施設当たり医業収入対前年同月比



有床・無床別

1施設当たり医業収入は2020年10月には前年同月並みであったが（図 2.12）、2020年4月～10月累計での減収額は有床診療所▲4,091千円、無床診療所▲7,918千円と、前年同期を大きく下回る（図 2.13）。

図 2.12 診療所 1施設当たり医業収入 対前年同月増減額

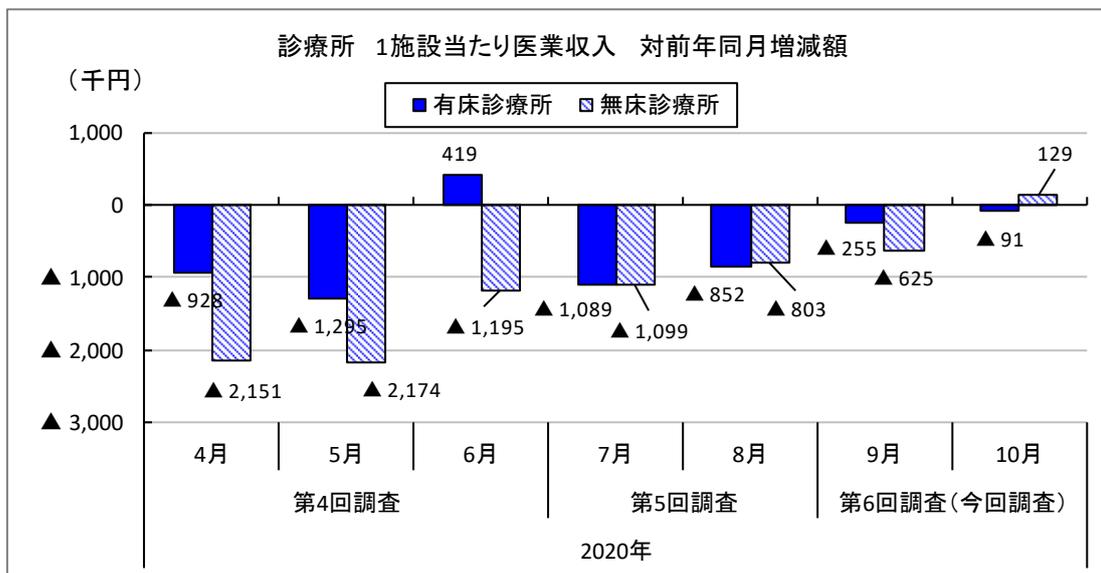
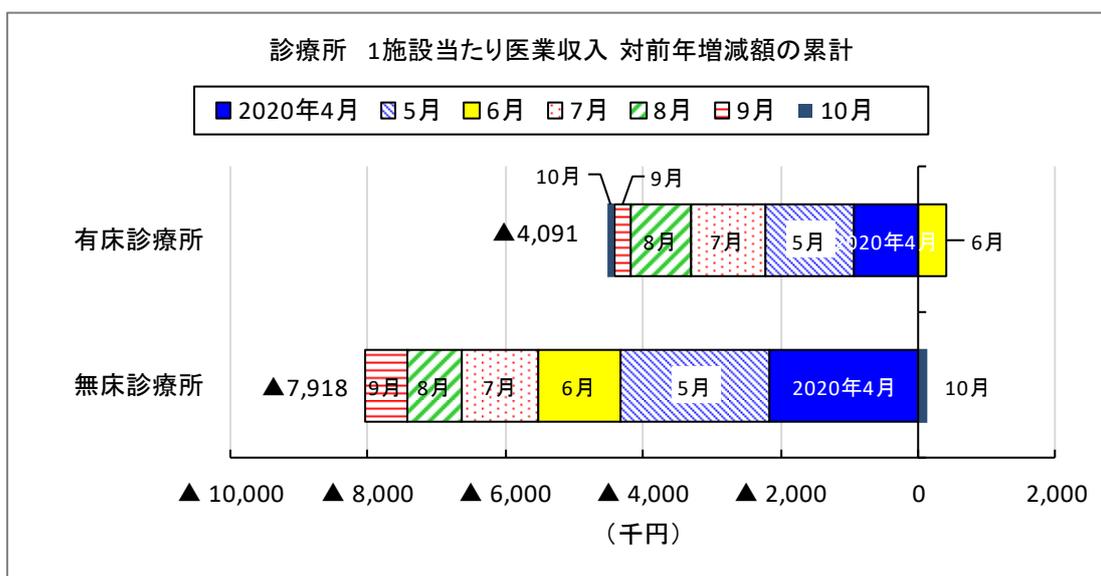


図 2.13 診療所 1施設当たり医業収入 対前年同月増減額の累計



診療所 1施設当たり医業収入対前年同月減収額 有効回答施設数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
有床診療所		63		102	62	77	46
無床診療所		482		450	262	383	256

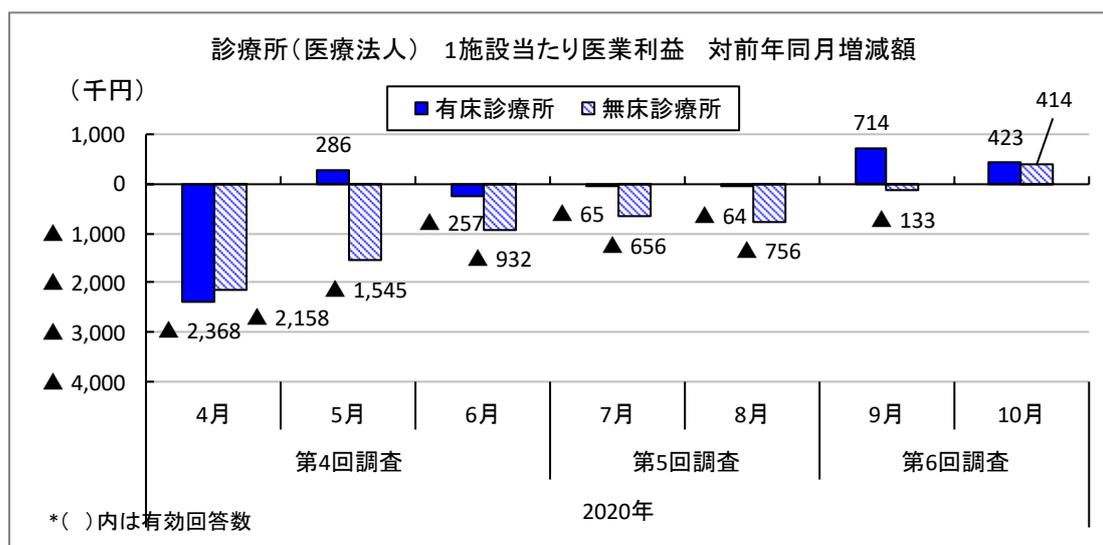
*4~6月調査は複数月定点で実施

2.2.2. 1 施設当たり医業利益

医療法人

医業利益は、2020年10月には、有床診療所、無床診療所ともに前年同月に比べてプラスであった（図 2.14）。

図 2.14 診療所（医療法人） 1施設当たり医業利益 対前年同月増減額



診療所 1施設当たり医業利益 対前年増減額 有効回答施設数

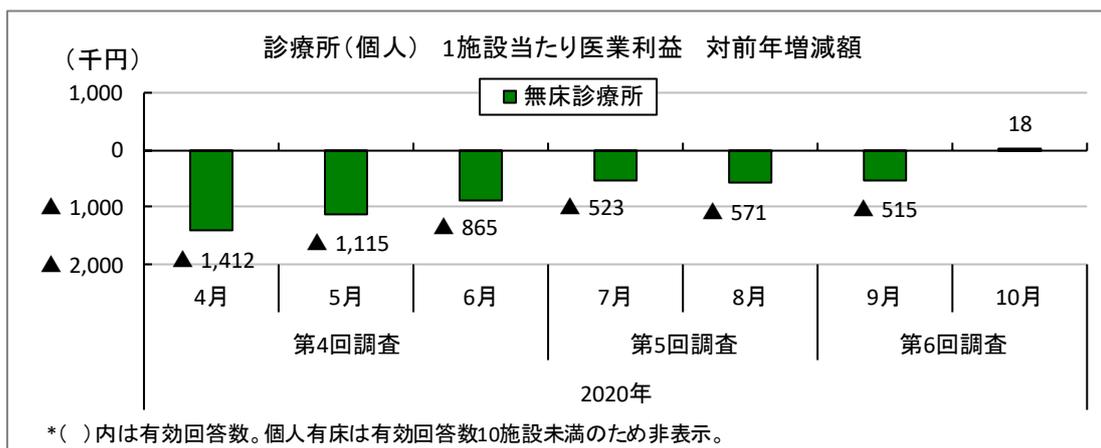
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
医療法人	有床		52		94	56	69	40
	無床		277		301	185	253	181
個人	無床		150		145	74	127	72

*4～6月調査は定点で実施。個人有床は有効回答数が10施設未満のため非表示。

個人

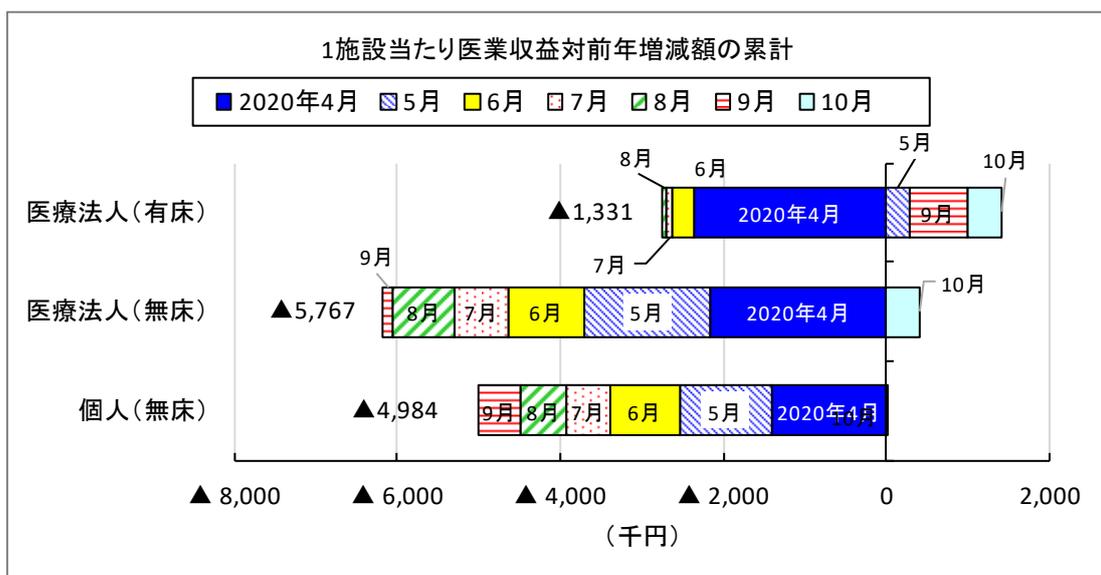
2020年9月まで減益が続き、2020年10月もわずかにプラスにすぎない(図 2.15)。

図 2.15 診療所(個人) 1施設当たり医業利益 対前年増減



2020年4~10月の医業利益の対前年同月増減額の累計は医療法人の有床診療所▲1,331千円、無床診療所▲5,767千円、個人の無床診療所▲4,984千円である(図 2.16)。

図 2.16 1施設当たり医業利益対前年増減額の累計



2.3. 補助金や融資の申請状況等

2.3.1. 感染拡大防止等支援事業補助金

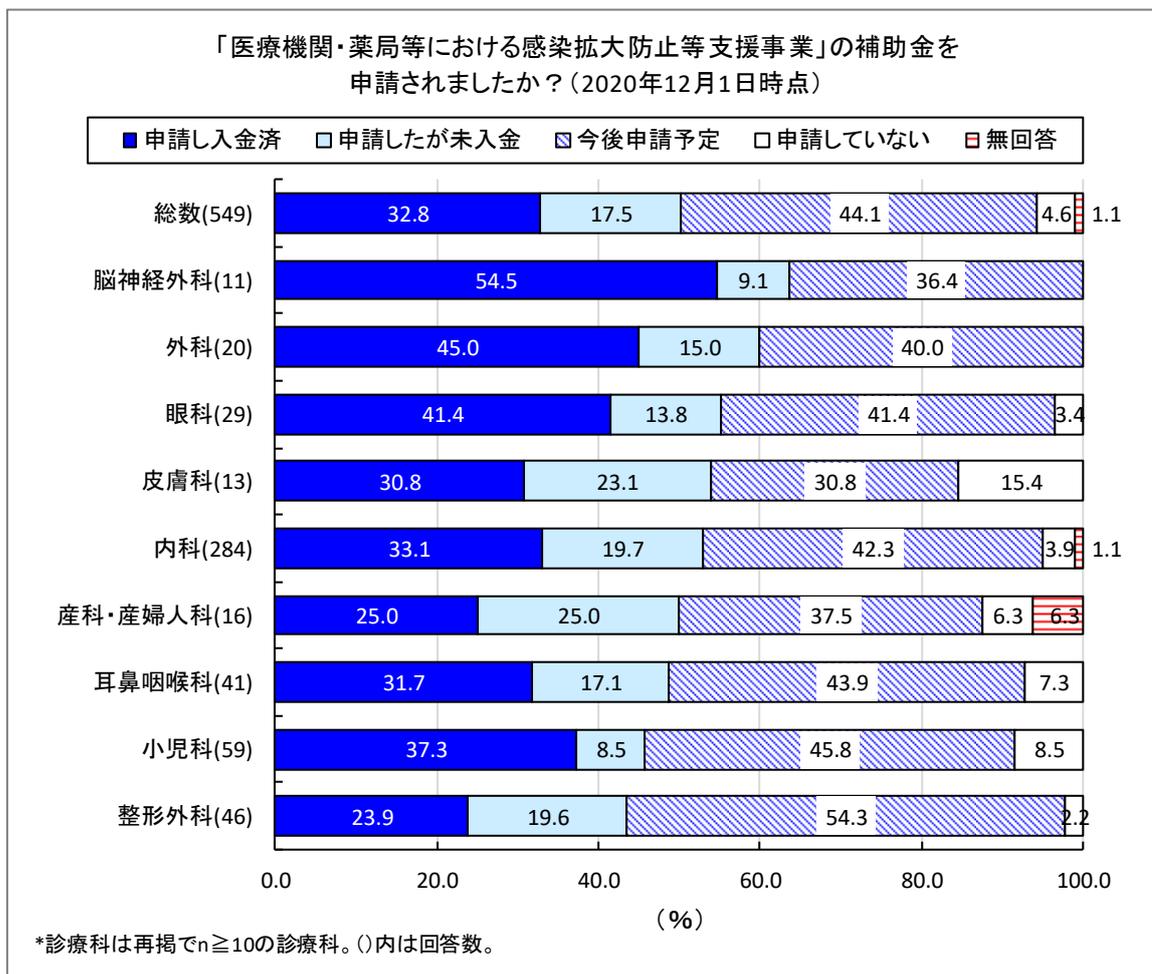
2020年12月1日時点で、医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業補助金^{*}申請済は総数で50.3%（申請し入金済32.8%、申請したが未入金17.5%）であり、今後申請予定を含めると、ほとんどの診療所が医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業補助金を申請している（図 2.17）。

本調査では、2020年12月1日時点で補助金入金済は総数で約3割であったが、厚生労働省によると12月末時点では、申請額のほとんどが交付されている²。

² 「医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業」補助金については、2020年12月31日時点で（一部12月15日データ）、申請額1,343億円、交付決定額1,252億円、交付額1,236億円。厚生労働省「医療提供体制の確保に向けて」（2021年1月21日 経済財政諮問会議 田村臨時議員（厚生労働大臣）提出資料）による。

https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/minutes/2021/0121/shiryo_05.pdf

図 2.17 医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業補助金の申請状況



医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業補助金

2020年4月1日から2021年3月末日までに発生した費用に対し、無床診療所100万円、有床診療所200万円、病院は200万円+5万円×病床数を上限として対象期間中に1回補助。

多くの診療所が、医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業補助金を申請しているが(予定を含む)、「すでに申請し入金済」の診療所の57.8%が、補助が不十分であると回答している(図 2.18)。また、この補助金の広報が不十分であるという回答が約2割あった(図 2.19)。

図 2.18 医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業補助金の評価

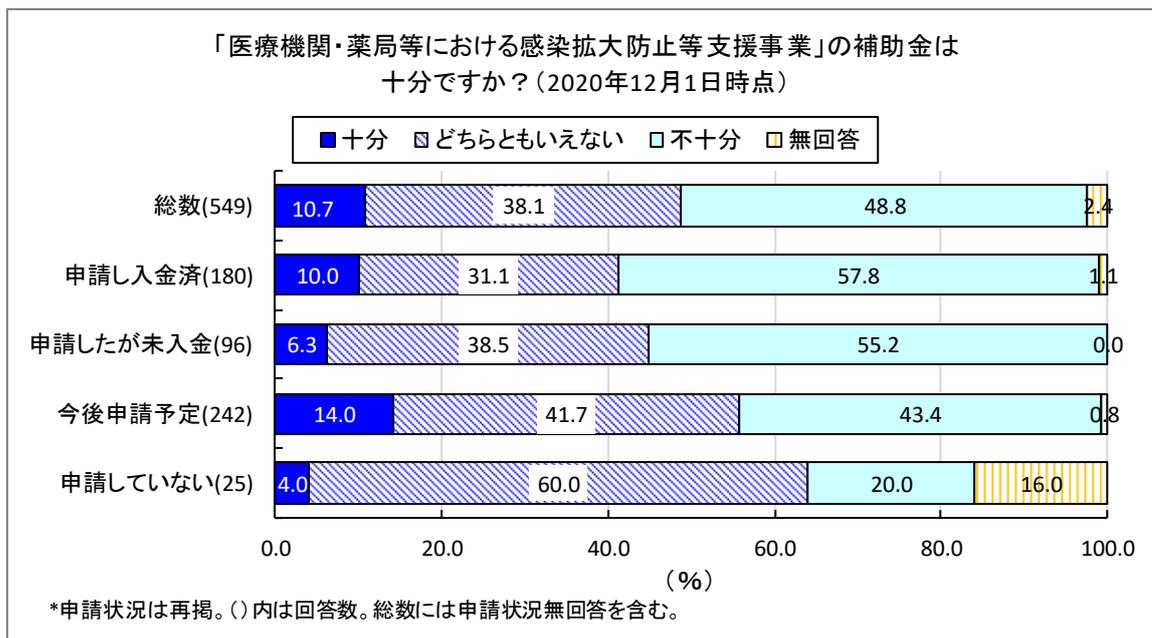
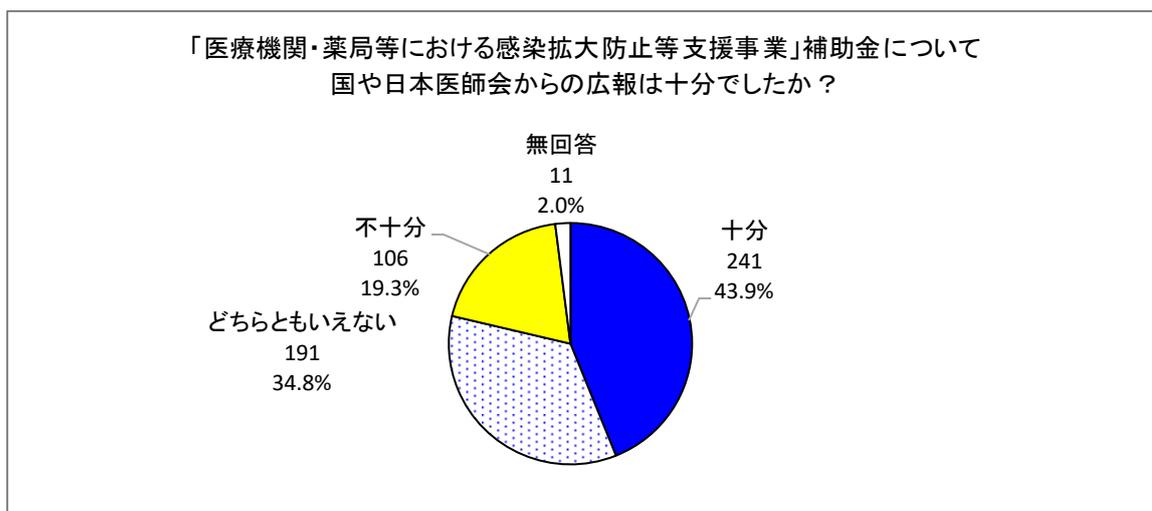


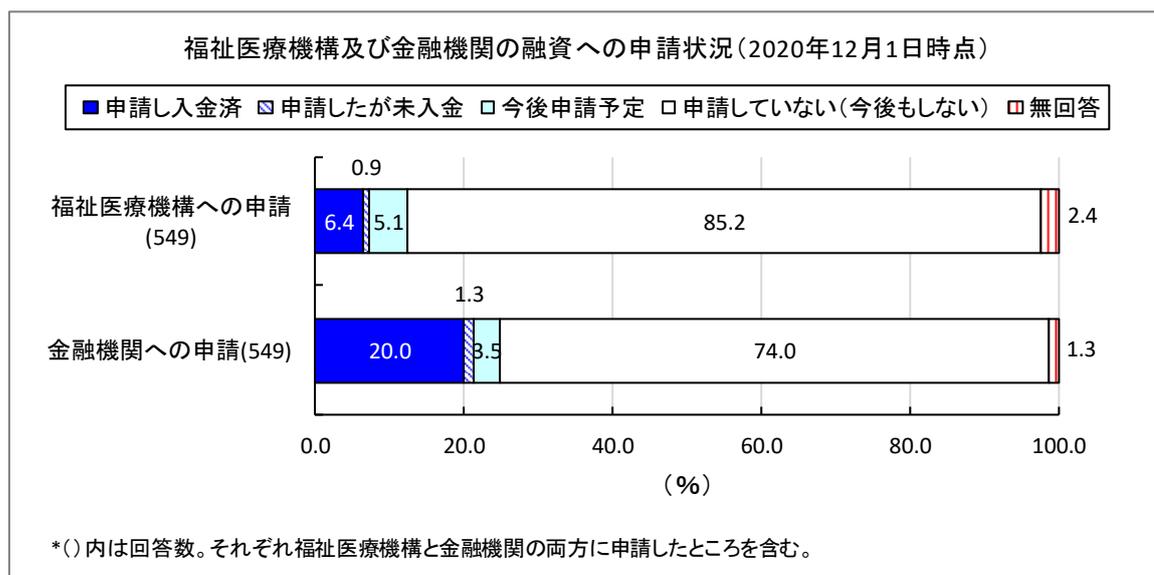
図 2.19 医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業補助金の広報



2.3.2. 融資

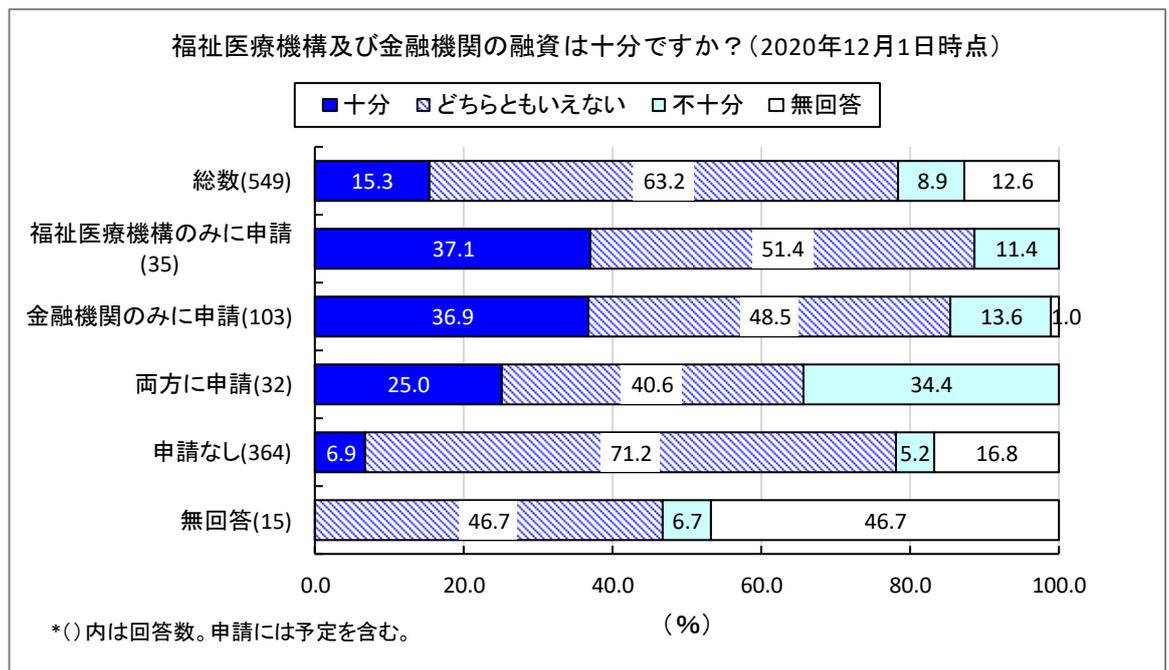
福祉医療機構に融資の申請(予定を含む。以下同じ)をしたところは12.4%、金融機関に申請をしたところは24.8%であった(図2.20)。

図 2.20 福祉医療機構及び金融機関の融資への申請状況(2020年12月1日時点)



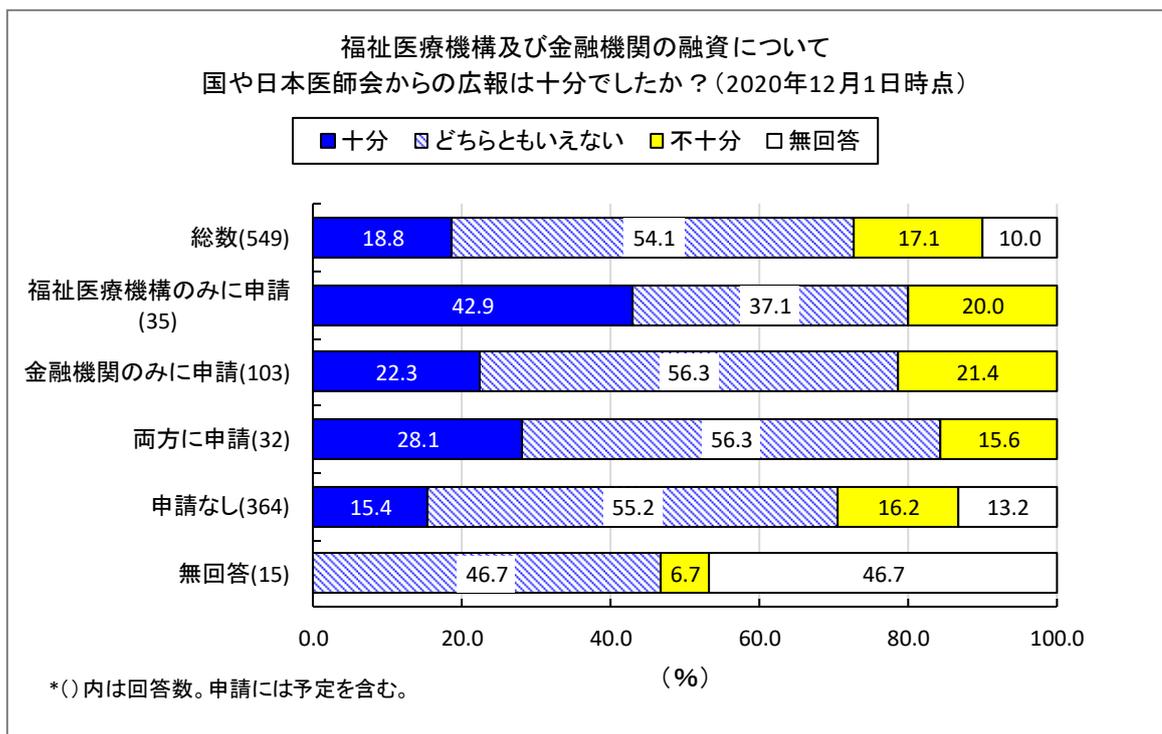
福祉医療機構のみ、および金融機関のみに融資申請したところの4割近くが、融資が十分であったと回答している。一方、両方に申請したところ（両方に申請するほど苦しいところと言えるかもしれない）は、融資が不十分という回答が34.4%あった（図 2.21）。

図 2.21 融資の評価



融資について広報が十分という回答は、福祉医療機構のみに申請したところでは42.9%だった一方、どちらにも申請していないところでは15.4%にとどまった（図 2.22）。

図 2.22 融資についての広報



2.3.3. 診療報酬

院内トリージ実施料は、新型コロナウイルス感染症流行下において、必要な感染予防策を講じた上で実施される外来診療において、特例的な取り扱いの上で算定できる。このことを「知っていた」は総数で約7割、外科および小児科では8割以上であった（図 2.23）。

院内トリージ実施料 300点/回

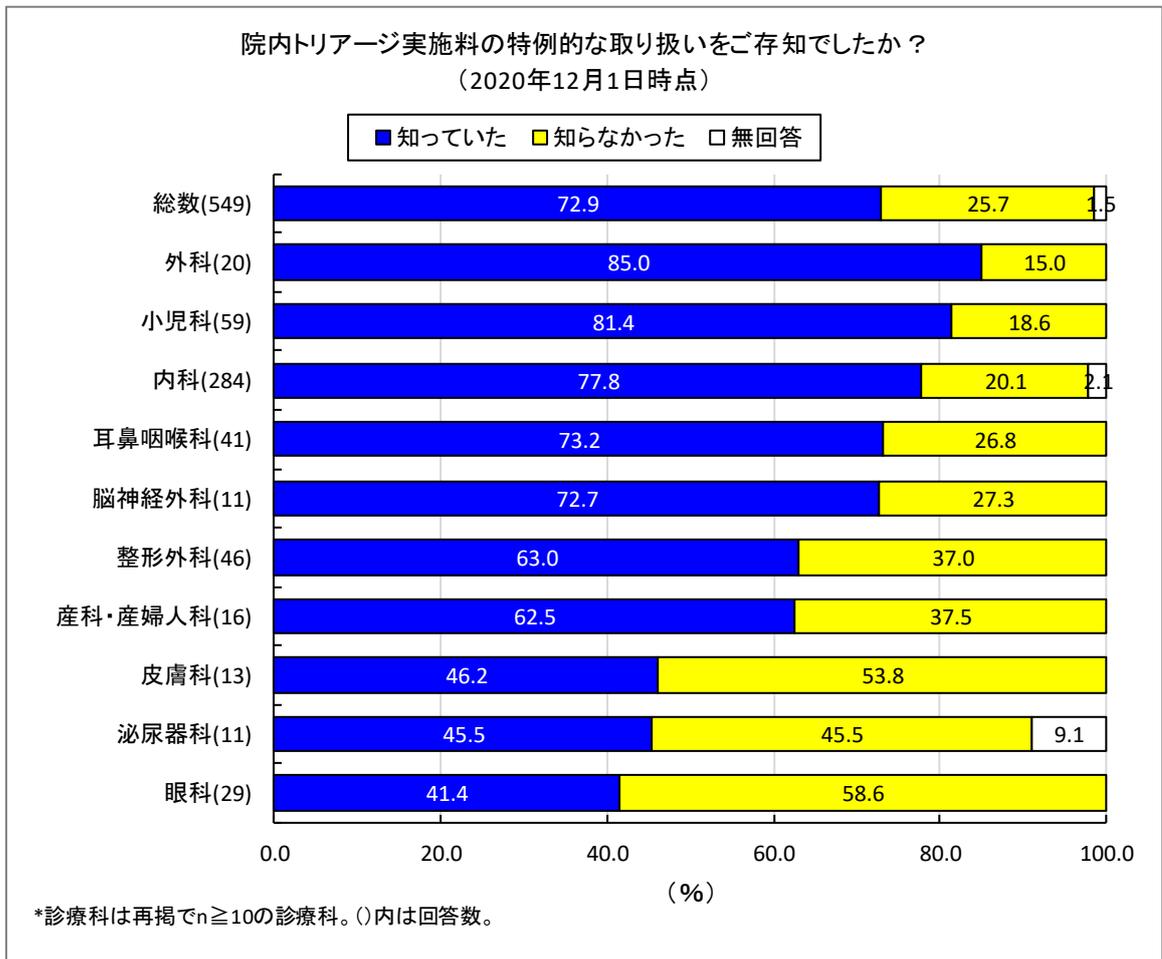
院内トリージ実施料の特例（2020年4月8日事務連絡（抄））³

新型コロナウイルス感染症であることが疑われる患者に対し、必要な感染予防策を講じた上で実施される外来診療を評価する観点から、新型コロナウイルス感染症患者（新型コロナウイルス感染症であることが疑われる者を含む。以下同じ。）の外来診療を行う保険医療機関においては、当該患者の診療について、受診の時間帯によらず、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号。以下「算定告示」という。）B001-2-5 院内トリージ実施料を算定できることとする。

新型コロナウイルス感染症患者に対してのみ院内トリージ実施料を算定する保険医療機関については、特掲診療料の施設基準等（平成20年厚生労働省告示第63号）第三の四の四に規定する施設基準を満たしているものとみなすとともに、第一に規定する届出は不要とする。

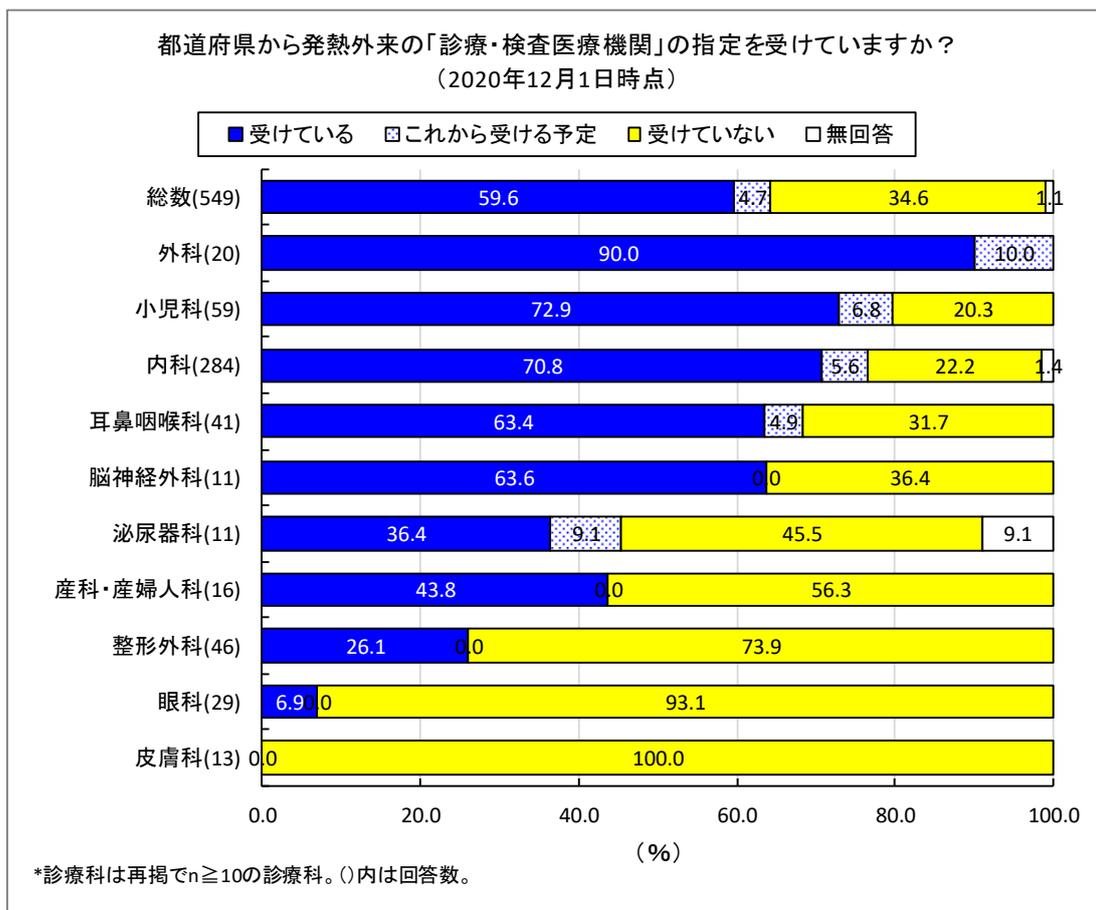
³ 「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その9）」
<https://www.mhlw.go.jp/content/000620202.pdf>

図 2.23 院内トリアージ実施料の特例について



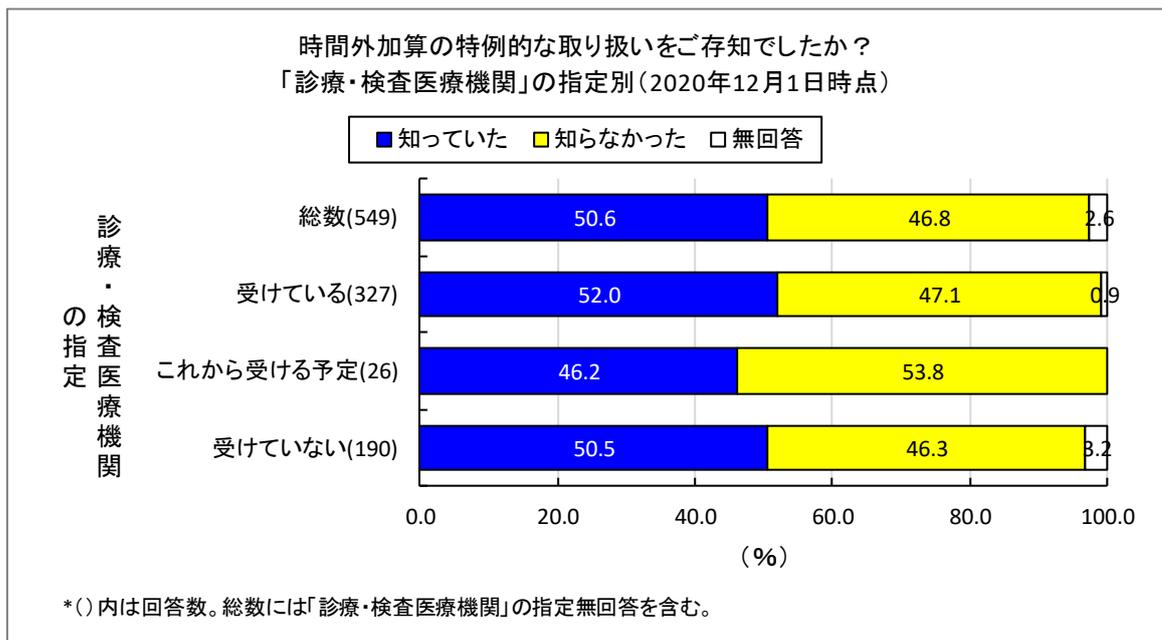
「診療・検査医療機関」の指定を受けているのは総数で約6割、外科で9割、小児科および内科で約7割であった（図2.24）。

図 2.24 「診療・検査医療機関」の指定



「診療・検査医療機関」の指定を受けた場合、時間外加算を特例的に算定できるケースがある。これについて「知っていた」は総数で約 5 割、「診療・検査医療機関」の指定を受けているところでも約 5 割であった（図 2.25）。

図 2.25 時間外加算の特例について



時間外加算 初診料 288 点に 85 点、再診料 73 点に 65 点加算

時間外加算の特例（2020年10月30日事務連絡（抄））⁴

診療・検査医療機関において、発熱患者等の診療を、休日又は深夜に実施する場合に、当該保険医療機関を「救急医療対策の整備事業について」に規定された保険医療機関又は地方自治体等の実施する救急医療対策事業の一環として位置づけられている保険医療機関とみなし、休日加算又は深夜加算について、それぞれの要件を満たせば算定できる。

通常は、表示している診療時間外であっても、診療応需の態勢をとって診療時間内と同様に診療を行っているときは時間外とはみなされないが、診療・検査医療機関として指定された場合は、以前より表示していた診療時間を超えた場合は時間外とみなされる。

⁴ 新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その 29）
<https://www.mhlw.go.jp/content/000690315.pdf>

まとめ

1. 入院外（外来と在宅）件数の対前年同月比は、2020年5月を底として、徐々に回復してきている。しかし、依然としておおむねマイナスである。特に小児科と耳鼻咽喉科のマイナス幅が大きく、受診控えが長期間つづいていることがうかがえる。
2. 1施設当たり医業収入の対前年同月比も、徐々にマイナス幅が縮小しつつあるが、2020年4～10月の増減額の累計は、有床診療所▲4,091千円、無床診療所▲7,918千円に達していて、診療報酬や補助金は大きく不足している。
3. 医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業補助金は約9割の診療所で申請されており（申請予定を含む）、多くの診療所への支援になった。一方で、当該補助金が「十分」という回答は全体で約1割に止まっている。
4. 診療報酬において、院内トリアージ実施料や時間外加算の特例が設けられているが、その特例を「知らなかった」という回答も少なくない。診療報酬の特例をはじめ、補助金等についても特例等の制度の内容を周知する必要がある。